

令和8年4月21日

衆議院議員・参議院議員の皆様

全国女性税理士連盟

会長 奥田 よし子

税制改正ならびに年金保険制度見直しに関する要望書について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、全国女性税理士連盟に対し深いご理解を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、私ども全国女性税理士連盟は、税の専門家としてかねてより税制について各方面に意見具申を行ってまいりました。

パート労働者の就業調整や女性の活躍推進を阻む要因については、税だけでなく年金保険制度と一体となった改革が必要であり、日頃専門家として中小企業の経営を支援する立場からも、企業負担を要する年金制度の見直しについても要望しております。

また、我が国の基幹税である消費税については、特にインボイス制度の導入後、税額計算及び手続きはより複雑になり、企業に重い事務負担やコスト負担を強いている現状から、より簡素で公平な税制を目指し、法改正を要望しております。

貴党の法案作成に当たり、当連盟の要望についても参考にしていただければ幸いと思い、下記要望書4通をお持ちいたしました。どうかよろしくご査収下さい。

1. 国民年金第3号被保険者制度廃止の要望書
2. 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止要望書
3. 所得税法第56条及び第57条廃止の要望書
4. 消費税法の改正要望書

詳しくは別添の要望書に記載しておりますので、ご検討の程お願い申し上げます。

なお、本要望書に関して、ご質問等がございましたら、当連盟より説明申し上げますので、ご連絡いただけましたら幸いです。

連絡先 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目15番13号 千駄ヶ谷エレガンス203号

全国女性税理士連盟 事務局

TEL : 03-3226-0878 FAX : 03-3226-0855

<http://www.jozeiren.com>

令和8年2月14日
全国女性税理士連盟
会長 奥田 よし子

国民年金第3号被保険者制度廃止の要望書

全国女性税理士連盟は、国民年金第3号被保険者制度の廃止を要望する。

公的年金の加入が義務付けられている20歳以上59歳以下の国内居住者のうち、会社員など厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）である第3号被保険者は、国民年金保険料を負担していない。第2号被保険者全体と会社が折半負担した保険料の中から、第3号被保険者分の国民年金保険料が拠出されている。片働き世帯を標準世帯とする年金制度は今や時代遅れとなっている。

1. 第3号被保険者制度は、20歳代～50歳代の労働人口の就業を抑制する要因となり、社会的な損失を招いている。

第3号被保険者は、年収が130万円以上になると、自身で国民年金保険料※を負担しなければならなくなり、手取り額の逆転現象が生じる。これは就業を抑制する要因となっており「130万円の壁」と言われている。少子高齢化社会における労働力不足、社会保障財源不足の観点から問題となっている。またこの就業調整は、女性の低賃金化を招き経済的自立の妨げや、キャリア形成を阻むことになり、わが国のGDPを下げるなどの社会経済的損失を招いている。（※令和7年4月現在、国民年金保険料は月額17,510円である）

2. 第3号被保険者制度は、共働き・単身世帯と比べて片働き世帯を優遇している。

専業主婦が無年金となる課題を解決するために、昭和60年の制度改正において第3号被保険者制度が新設された。しかし現在、共働き・単身世帯が増えるなど家族のあり方が多様化する中で、片働き世帯のみを優遇する制度となり、様々な不公平の要因となっている。

同一賃金の単身世帯と片働き世帯とを比較してみると、1人分の保険料負担について、前者は基礎年金1人分を受給するのに対して、後者は基礎年金2人分を受給することになり、不公平が生じている。

自営業者などの第1号被保険者の妻は、たとえ収入がなくても第1号被保険者として国民年金保険料を負担しなければならない。

また夫の収入が高い世帯ほど、専業主婦世帯の割合は高い傾向にある。高所得世帯の第3号被保険者が保険料を負担せず、一方で収入の低い世帯や中小企業がその保険料を負担している状況になっており、早急に是正する必要がある。

3. 中小企業とその従業員は、これ以上の社会保険料の負担に対応することは困難である。

会社と従業員で折半し負担しなければならない厚生年金保険料率は現在 18.3%である。健康保険料、介護保険料を加えた社会保険料率の合計は約 3 割となり（東京都 29.80%、大阪府 30.13%）、労使双方にとって重い負担となっている。そのため中小企業では賃上げも、これ以上の保険料負担の増加に対応するのも困難な状況である。

4. 第 3 号被保険者制度は廃止し、全ての年金加入対象者は自身の保険料を負担すべきである。

国民年金加入世代（20 歳以上 59 歳以下）では、既に共働き世帯が 7 割を超えている。負担の不公平や就業調整等の弊害などの要因となる第 3 号被保険者制度は廃止し、全ての年金加入対象者は、第 1 号被保険者もしくは第 2 号被保険者として自身の保険料を負担すべきである。

深刻な労働力不足の解消、年金制度の公平性、そして中小企業の負担軽減という、わが国が直面する諸課題の抜本的解決には、本制度の廃止がもはや不可避である。廃止に際しては、育児・介護・疾病等による就労困難者や低所得者に対し、被保険者の種別を問わず免除や減免等の制度を適用・拡充することで、真に支援が必要な者を確実に守るセーフティネットを構築すべきである。

就労困難者や低所得者層を守りつつ負担能力に応じた公平な保険料負担を実現し、全ての国民が納得感を持って支え合える年金制度設計を強く要望する。

令和7年4月12日
全国女性税理士連盟
会長 奥田 よし子

配偶者控除・配偶者特別控除の廃止要望書

配偶者控除は、片働き世帯の妻のいわゆる内助の功への配慮として昭和36年（1961年）に扶養控除から独立して別個の所得控除として設けられ、昭和62年（1987年）には妻のパート労働に対する配慮として配偶者特別控除が設けられた。しかし、今日においては、社会経済の構造が大きく変化している中で、配偶者控除等は、就業調整の要因となり、女性活躍推進を阻み社会的経済的な損失をもたらしている。

全国女性税理士連盟は、以下の理由により配偶者控除等の廃止を強く要望する。

【理由】

1. 税制は、憲法における両性の本質的平等と夫婦の協力扶助義務を本旨とすべき

憲法第24条は「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めている。これに立脚して、民法は夫婦間における協力扶助義務（民法第752条）を定めている。夫婦間に関係する税制は、内助の功や扶養を基調とするのではなく、対等な立場の夫婦の協力扶助を本旨として構築されるべきものである。

2. 働き方や家族の形が大きく変化した今日、課税の公平を欠いている

昭和55年（1980年）と令和5年（2023年）を比較すると、配偶者のいる世帯における共働きの割合は36%から72%に増えている。一方、配偶者のいない未婚・単身世帯の割合が20.8%から38.0%に、ひとり親世帯数は240万世帯（6.3%）から500万世帯（9.0%）に増えており、働き方も家族の形も大きく変化している。

今日においては、配偶者控除等は、配偶者のいる片働き世帯のみを優遇しており、課税の公平性を欠いている。

3. 「意識の壁」として就業調整の要因となっている

令和元年（2019年）の改正により配偶者特別控除の適用範囲が拡大されたが、制度が複雑化し、納税者にはより理解しにくいものとなった。このため、「103万円の壁」が納税者の意識の中に残り、「意識の壁」として就業調整の要因となっていた。

就業調整は、女性本人の経済的自立を阻害し、社会における女性活躍推進を阻むのみならず、国内の労働力不足をもたらし、GDPの引下げ要因となるなど、社会的経済的な損失を生じさせている。

令和7年度税制改正により、納税者本人の基礎控除額ならびに給与所得控除額が増額され、所得税の非課税枠は、給与所得者の場合年収160万円まで引き上げられた。これに伴い、配偶者控除の対象範囲も20万円引き上げとなったが、依然として従来の「意識の壁」の解消に繋がるものではない。

女性が就業調整を意識せず、尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現のためにも、働き方の選択に中立的な税制が求められている。

4. 少子化対策に資する税制を構築すべきである

我が国喫緊の課題である少子化問題については、あらゆる施策を総動員して対応しなければならない。子育て世代の可処分所得を増加させることは有効な施策の一つである。近年、労働環境の多様化に伴い、転職や非正規雇用割合が増えており、所得が不安定となるため結婚や出産を控える原因にもなっている。配偶者控除等を意識せず働くことができれば、所得を増やすことにつながり、少子化対策にも有効である。

5. 年末調整事務の過重な負担を強いており、プライバシー保護の観点からも問題がある

年末調整では、配偶者の年間所得の見込額を基に配偶者特別控除を計算することとなる。このため、実際の所得金額が見込額と異なると再計算をしなければならず、計算も複雑で、事務負担が増大している。

また、配偶者の年収などの個人的な情報を勤務先に開示しなければならないことは、プライバシー保護の観点からも問題がある。

結論

以上のおり、多くの問題がある配偶者控除等については、これを廃止するとともに、人的控除を体系的に見直し、基礎控除を増額すべきである。

令和8年2月14日
全国女性税理士連盟
会長 奥田 よし子

所得税法第56条及び第57条の廃止要望書

所得税の所得金額の計算上、生計を一にする親族に対して支払われた対価が適正である限り、これを経費として認め、これを受け取った親族の収入とするべきである。

全国女性税理士連盟は、今日における社会経済実態を踏まえ、持続的で公平な税制の構築を目指し、所得税法第56条及び第57条の廃止を強く要望する。

【理由】

1. 制度の内容と趣旨

所得税法第56条は、不動産所得や事業所得などの計算上、同一生計親族に支払う対価（給与、地代家賃、支払利息等）については、これを経費とせず、一方これを受け取った親族の収入とはしない旨を規定している。

本規定は、昭和25年（1950年）に制定された。その立法趣旨は、「個人事業は家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理使用して成り立つものが多く、家族に支払われた対価をそのまま経費として認めると、個人事業者がその所得を恣意的に家族に分散して税負担の軽減をはかるおそれが生じ、また適正な対価の認定を行うことも實際上困難であるため租税回避行為防止のために設けられた」ものであった。

また同法第57条は、第56条の規定を前提として、その事業に「専ら」従事する同一生計親族への対価については、一定の要件のもと「専従者給与」として経費とすることを認めている。第56条により、第57条に規定する専従者給与以外、同一生計親族間の取引については、一方の経費も他方の収入も一切認められない。

2. 社会経済情勢・働き方の変化

本規定の制定後75年が経過し、家族のあり方や産業形態も変化し、夫婦が独立して財産を所有・管理・処分することや、別々の事業主として事業を営むことも珍しくなくなった。同一生計親族間といえども、それぞれが独立した事業者として適正な対価を授受することは、正当な経済活動であって恣意的な所得分散には当たらないはずである。それにもかかわらず、それぞれが個人事業者であり独立した納税者となっても、同一生計親族である限りは一方の経費も他方の収入も認められない。しかし事業主体が法人の場合には、その経費も収入も不相当でない限り認められる。事業主体が個人か法人かによって認められる経費及び収入の範囲が異なるのは極めて不公平である。

また今日、副業や兼業が推奨されているが、専従者給与を受けている親族はその事業に専従することが要件となるため、働き方の自由な選択ができない。

一方、中小零細事業者の人手不足は深刻であるが、生計を一にする親族によるアルバイトの対価を経費にすることも認められない。所得税法第 56 条は、もはや社会経済の実態にそぐわない時代遅れの規定となっている。

3. 国連女性差別撤廃委員会からの勧告

世界の主要国では家族従業者の労働の対価も経費と認めている。2016 年に続き 2024 年においても国連女性差別撤廃委員会は、女性の経済的自立を妨げる所得税法第 56 条を改正すべきことを日本政府に勧告している。税務を専門とする女性の立場から、ジェンダー平等の観点において問題のある税制の見直しが放置されていることは、容認しがたい。

4. 基本規定による適正な対応を

2014 年の法改正により、適正な記帳や記録保存が全事業者に義務化されている。立法趣旨である納税者の租税回避行為の防止や適正対価の認定については、もとより所得税法第 37 条《必要経費》、同法第 45 条《家事関連費等の必要経費不算入等》が基本であり、これらの規定により対応できるものである。

「適正な対価を認定することの困難性」についても、今日においては、経済取引の市場化、普遍化により、対価は基準化し、個別具体の対価についてその適正な対価と比準することは難しいことではなく、第 56 条を廃止しても適正な所得計算は可能である。

社会経済の実態にそぐわないとともに働く個人の自由を妨げる第 56 条を存続させる意義はなく廃止すべきである。その当然の帰結として、多くの制約の下で事業専従者に対する給与の支払を認めている第 57 条も不要となる。

消費税法の改正要望書

消費税は平成元年（1989年）に、税制全体のバランスの中で広い課税ベースと単一の税率により、水平的公平を確保することや高齢化社会の財源の確保等の役割を担うものとして施行された。しかし、制度に内在する手続きの複雑さに加え、その後以下の改正により、税制の中立性と負担の公平を損ない、税額計算及び手続きを一層複雑にし、事業者に重い事務負担やコスト負担を強いている。

- ・令和元年（2019年） 消費税率の引上げ及び複数税率の導入
- ・令和5年（2023年） 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入

全国女性税理士連盟は、飲食料品の消費税に関する今日的議論の状況とフリーランスなど小規模事業者の増加を踏まえ、簡素で公平な税制の構築を目指し、消費税制について以下の改正を強く要望する。

1. 複数税率制度を廃止し、単一税率制度とすること

食料品等に対する軽減税率の導入の目的は、低所得者対策と逆進性の緩和と説明されてきた。しかし、低額所得者より高額所得者の方により多くの負担軽減をもたらさず、逆進性の緩和に結びついていない。

また対象品目に当たるか否かの判断が難しく、かつ、経済取引の中立性を阻害する要因にもなっている。一つの消費活動に複数税率が混在することもあるなど、事務処理の複雑化による事業者の負担も大きい。したがって、複数税率制度を廃止し、単一税率制度とすべきである。

2. すべての事業者を課税事業者とする一方、零細事業者について申告不要制度を導入すること

課税事業者か免税事業者かの判定に基準期間（原則2年前）を用いる現行の制度では、事業者にとって、基準期間の売上高とその期の売上高とが乖離することもあり、事業者の経営実態と納税負担とが結びついていない。

また、免税事業者制度の存在は、消費税法をより複雑にしている。インボイスを発行しない事業者が存在することにより、経理処理では区分が必要となり、税額計算及び手続きも複雑になり、事業者の過重な事務負担となっている。

そして、これまで免税とされていた零細事業者の中には、インボイスを発行できないことで市場取引から排除されることを恐れ、課税事業者を選択し消費税を納税せざるを得ない者も多く、免税事業者制度の存在意義が失われている。

この問題を払しょくするため、全ての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、一方で、その期の課税売上高が一定額以下の零細事業者については、申告不要とする制度を創設すべきである。

3. 簡易課税制度は、事前届出制を廃止し、確定申告時の選択制とすること

基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、煩雑な仕入税額控除の計算をせずに、事業区分に応じたみなし仕入率を用いて消費税額を計算する簡易課税制度を選択することができる。この場合の簡易課税制度の選択ないし取りやめは、その

課税期間が開始する日の前日までに所定の届出書を提出する必要がある（事前届出制）。

また一度選択した計算方法は2年以上継続しなければならない（2年縛り）。

簡易課税制度の選択は、設備投資の時期にも影響し、この2年以内に予期しない設備投資を行ったり、手続きを期限内に行えない事態が生じた場合には、納税額で大きな不利益を被ることがあり、中小零細事業者に複雑な判断と手続きを強いている。

簡易課税制度の選択に当たっては、事前届出制を廃止し、その課税期間分の確定申告書の作成時に選択適用とすべきである。

現在、免税事業者がインボイスを発行するために課税事業者となった場合には、消費税額の計算の特例（いわゆる2割特例。令和8年税制改正で3割特例）を選択することができ、この特例は、確定申告書作成時に選択できる。現にこのような制度があるのであって、簡易課税制度の選択に当たっても、同様とすべきである。

4. 消費税法の改正に伴う事務処理やコスト負担の増加に配慮すること

インボイス制度の施行に伴い、経理事務においては、複数税率の区分、適格請求書の確認と保存、各種特例の適用判定が必要となり、加えてその区分や特例の詳細を記載しなければならないなど事務負担は甚だしく増大している。

今、物価高対策として食料品に対する税率改正が議論されているが、減税分が小売価格を下げるとは限らず、その効果は不透明である。仮に0%（または非課税）、8%、10%の3種類が混在することになれば、レジ・会計ソフトの改修や複雑な税額計算が必要となり、事業者に税務コンプライアンスコストの増加を強いることになる。これらの負担は商品価格に転嫁せざるを得ず更なるインフレが懸念される。また特に食料品に関わる事業への影響は大きく、新たな業種間の不公平を招く恐れがある。

基幹税として簡素であるべき消費税法の改正や特例の施行にあたっては、その計算を正確にするための事務処理やコスト負担が過重にならないよう、慎重に検討することを強く要望する。